

つくば市入札監視委員会
平成28年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成29年1月25日(水) 14:30～ つくば市役所 庁舎2階 会議室202	
出席委員	<small>委員長</small> 平沢 照雄 (大学教授) 奥谷 正 (国立研究所職員) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 谷貝 一雄 (元地方公務員) (敬称略)	
審議対象期間	平成28年4月1日 ～ 平成28年9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	1 競争性を高め, 落札率が低くなるように努力していただきたい。 2 緊急性があつての随意契約に問題はないが, 競争性を確保するための入札を行っていただきたい。	
その他	次回会議(平成29年7, 8月予定)の審議事案抽出当番委員は, 川端委員とする。	

【事案1】 28国債(仮)みどりの学園建設工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成28年5月13日
主管課	建設部 営繕・住宅課
種別	建築一式
入札者数	1者（参加申請:1者）
予定価格	4,175,240,000円(税抜き)
落札額	4,070,000,000円(税抜き)
落札率	97.48%

質問・意見	回答・説明
この案件は予定価格が高額である。そして競争性を高めるために地域条件を指定していないが、結果として応札者が1者である。どういう原因があるのか。	市では葛城北部学園も同時に発注しているが、そちらは3者の応札があった。工事の規模は同等であるが、敷地の形状はみどりの学園のほうが若干不整形である。また、建設業を取り巻く情勢として、東日本大震災の復興があり、今後東京オリンピックも控え、全体的に建設業関係の労働者が不足していることも1つの要因であると考えられる。
一時期、建築工事全体でかなり不調があったが、今回もそうであるのか。	北条地区の秀峰学園の建築工事で不調が続いた。今回はその内容を踏まえ、不調対策を行った。
以前あった、春日学園の建築工事の金額と比較して、春日学園はかなり落札率が低かったようであるが。	春日学園の入札当時は、調査基準価格のみで失格基準価格を設けていなかったため、予定価格の約半分で落札した。みどりの学園は、現在の低入札価格調査制度で、失格基準価格を設定していることから、春日学園のような落札率にはならない。春日学園の工事は、適正に履行されている。
工事設計書の中で、部材等の単価を見積りにより適用しているが、見積書からの掛け率が一律でないのは、何か根拠はあるのか。	見積り業者にヒアリングを行い、実勢価格を考慮した掛け率で、単価を決定している。設計業務を委託しており、その中でも情報を得ながら決めた。
同時期の、葛城北部学園建設工事の入札では、3者が応札し、落札率89.49%である。一方みどりの学園の1者の応札は、落札率97.4%である。競争相手がいると、落札率は下がると思うが、落札者は、応札状況を事前に知ることができるのか。	応札者は応札状況を開札まで知ることができない。みどりの学園建設工事の落札者は、どちらの工事にも応札しており、予定価格の97%位で応札している。
葛城北部学園は3者が応札し、みどりの学園は1者の応札であるが、先ほどの説明にもあったが、みどりの学園の方は、敷地形状の関係等で工事が難しいのか。	みどりの学園の敷地の形状は、三角形であり、業者等に聞くと、外構等の工事施工が四方形な形状より面倒であると聞いている。また、みどりの学園の近隣には、既に多くの住宅が立地しており、そのことも理由に挙げられる。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《建議》

なし

【事案2】 28市単下維施第3-1号小野崎ポンプ場汚水ポンプ修繕工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成28年7月26日
主管課	上下水道部 下水道管理課
種別	機械器具設置
入札者数	1者 (参加申請:2者)
予定価格	13,560,000円(税抜き)
落札額	13,500,000円(税抜き)
落札率	99.56%
質問・意見	回答・説明
小野崎ポンプ場は、4基のポンプがあり、その内1基のポンプ修繕工事だが、最初に建設・設置した業者と、今回落札した業者は同一なのか。	建設されたのは、40年以上前であり、別の業者である。
今回、2者が入札に参加し、その内1者は辞退しているが、そもそも業者が少ないということか。	理由は想像になるが、稼働中のポンプ場のポンプ修繕であるから、敬遠した業者が多いのかもしれない。
落札した業者は、今年度つくば市の他のポンプ場のポンプを、修繕した実績はあるのか。	今年度はないが、過去に実績がある。
このような修繕工事は、この案件以外にもあって、別の業者が修繕にあたっているということか。	現在、市には28か所稼働中のポンプ場があり、設置されているポンプの形状は多種類あり、ポンプメーカーもばらばらである。修繕工事の入札は、ポンプ場毎に参加者や参加者数が異なる状況である。
この事案の小野崎ポンプ場の修繕工事は、結果として1者しか施工できない状況であったのか。それともたまたま1者になったのか。	実際には代理店を含め、整備できる会社は多数ある。ポンプ場の中でも、小野崎ポンプ場は規模が大きく、施工が難しい。今回の修繕工事は、部品の供給先が限られており、参加者が少なくなったと思う。
公告の中に、手持ち工事数の要件があるが、これは何か。	市では基本方針として、入札時に手持ち工事の制限を設けている。市内本店業者は2件まで、市外本店の業者は1件までとしている。しかし、前年度に優良な工事を行い、優良工事建設業者になった者は、手持ち工事の制限が、市内本店業者で3件まで、市外本店の業者で2件までとなり、条件の緩和を行っている。
選定は誰が行うのか。	つくば市建設業者褒賞要綱に基づき、前年度に完成した工事の中から、発注主管課長の推薦を受けた特に優秀な業者を、副市長が委員長、関係部長7名の委員で構成した、つくば市建設業者褒賞審査委員会で審査し、市長が決定する。
他のポンプの修繕工事もあるが、落札率ほどのくらいか。	修繕工事の規模、内容及びポンプの形状等により参加者数、落札率ともに差が大きい。

<p>先ほどの手持ち工事は2件までと制限しているのは、競争性を高めることと相反するのではないか。</p>	<p>手持ち工事とは、現在施工中の工事のことである。工事に関しては、市内本店業者は手持ち工事を2件までと定めている。本来ならば、一般競争入札なので制限しないことが好ましいが、市内には業者数も多いため、受注機会の均衡を図るため、制限を設けている。その他、契約の適正な履行や品質の確保の観点より、基本方針として、手持ち工事数の制限や、工事内容、予定価格等、参加者の建設業法の許可業種及び経営事項審査の格付基準点等の設定条件を定めて、入札を行っている。</p>
<p>この案件は参加の許可業種が機械器具設置となっているが、下水道工事という種類ではないのか。</p>	<p>下水道工事の場合、下水道管渠を布設するときは、建設業許可業種の土木一式を参加条件としているが、今回はポンプ自体の修繕なので、機械器具設置の許可業種を参加条件としている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 競争性を高め、落札率が低くなるよう努力していただきたい。</p>	

【事案3】 28旧春日庁舎空調設備修繕工事

《 随意契約 》

見積期日	平成28年8月19日
主管課	上下水道部 水道総務課
種別	修繕
見積者数	2者
予定価格	4,080,000円(税抜き)
見積金額	4,080,000円(税抜き)
比率	100%

質問・意見	回答・説明
現在この施設は、デイケア施設として使用しているのか。	4階建ての旧春日庁舎は、筑波大学病院に建物を含め敷地全体を貸している。大学病院は、建物をデイケア施設として使用している。
故障は室内機7台、室外機3台とあるが、どのような状況であるか。	夏場になり、2階の空調をつけようとしたら稼働せず、異常がみられた。エアコンのシステムが建物内で一式になっており、2階部分が作動しない状況にあった。
応急的に対応したとはいえ、施設の修繕工事は、競争入札にするものである。本来ならば、事前に点検等を行いながら、設備を更新することで、今回のような事態は防げるのではないか。	旧春日庁舎は筑波大学病院に貸出す前に、筑波大学本部に貸出していた。筑波大学本部との契約では、施設修繕は、賃借人である筑波大学本部が実施する内容であった。しかし、今年度の4月から借手が、大学本部から大学病院へ変わり、現在の契約では所有者である市側が、修繕、改良、更新等を行う形となり、今回の事案が発生した。建物も古く、今後は設備更新を計画的に実施していく考えでいる。
契約方法が随意契約となっているが、随意契約にした理由が緊急に修繕が必要とあるが、どの程度の緊急性があったのか。	今回は、筑波大学病院でのデイケアのスタートする時期に故障が判明したことがあげられる。 一般競争入札を行い契約となると、筑波大学病院のデイケア業務に支障をきたすため、随意契約とした。
今回の積算にあたり、見積りをとった3者のうち1者については、実績がないので選定業者として選ばなかったのか。	随意契約の業者選定に当たっては、旧春日庁舎の空調設備工事を筑波大学本部から受注した実績のある業者3者を選定し、見積りを徴した中で安い方から2者で見積り合わせを行った。
契約調書の書類で、契約保証金が免除となっているが、つくば市の規則の第35条第6号とはどういうことか。	契約金額が500万円未満の工事は、契約保証金を免除することが市契約規則で定められている。

《評価》

この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。

《建議》

緊急性があつての随意契約に問題はないが、今後は事前に点検等を行いつつ、設備更新を計画的に実施することで緊急性を低めて、競争性を確保するための入札を行っていただきたい。

【事案4】（仮称）新谷田部学校給食センター建築工事基本・実施設計業務委託	
《条件付き一般競争入札》電子入札	
開札日	平成28年7月26日
主管課	教育局 健康教育課
種別	建築関係コンサルタント
入札者数	8者（参加申請：8者）
予定価格	50,410,000円（税抜き）
落札額	40,080,000円（税抜き）
落札率	79.51%
質問・意見	回答・説明
入札参加形態としてはJV（特定業務共同企業体）方式をとっているが、JVにしたのはどういう経緯か。	平成26年4月に供用開始した、つくばすこやか給食センター豊里という施設があり、平成23年9月に入札を行ったが、この時もJV方式であった。結果やその後の事業運営においても、現在良好である。また受注者と速やかな連絡調整等ができるよう、JV方式とした。
入札参加資格要件を満たすと想定した業者が7者というのは、どういった要件での業者数か。	1日当たりの調理能力が5,000食以上作れる実績があるということで、平成21年4月以降の実績をわかる範囲で調査をしたところ、7者が対象であった。
代表構成員の想定が7者ということは、当初から想定数が少なく競争性に欠けるのではないか。	競争性も必要であるが、質の高い成果物を求めなければならない。実績条件を5,000食未満とすると、参加可能予定業者数は多数ある。さらに、建築設備士を有する者という条件を付したことが、厳しかったかもしれない。ただ給食センターは、厨房設備が多くを占めており、建築設備士の在籍している業者との契約の方が、設計業務も円滑に進められると考えている。
5,000食の実績条件の理由は何か。	この施設は、1日に3献立以上作ることを考えている。3献立制を5,000食未満で運営する施設は少なく、5,000食を超えると殆どの施設で3献立以上の献立を作っているため、その点を加味している。
入札結果調書を見ると、最低制限価格を下回り失格となった入札者が6者あった。この6者は、最低制限価格よりも低い価格で請け負えると考えて入札したということなのか。	今回の業務委託の予定価格は、事前公表しており、金抜き内訳書等も事前に公表していることから、最低制限価格を積算することは、比較的容易である。今回失格となった6者は、最低制限価格付近で応札しており、各自が積算した最低制限価格での落札を意図したが、結果として実際の最低価格を下回ってしまったものと推測される。
確認だが、契約書の中に契約保証金の免除と記載されている理由は。	市契約規則中第35条第3号により免除と記載されているのは、「契約の相手方が過去2年間につくば市又は国若しくは他の地方公共団体と同規模の契約を2回以上締結しこれらをすべて誠実に履行しておりかつその者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」とあり、そのために免除している。
《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。	
《建議》 なし。	

【事案5】 28市単(仮称)荃崎庁舎跡地交通ターミナル基本設計業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成28年9月27日
主管課	企画部 総合交通政策課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	3者 (参加申請:3者)
予定価格	13,840,000円(税抜き)
落札額	13,500,000円(税抜き)
落札率	97.54%

質問・意見	回答・説明
1回目の入札では、最低制限価格の間違いがあったのか。	当初の開札が平成28年8月25日であったが、開札時に、最低制限価格書の入った封筒を開封したところ、誤記載(金額の桁数違)を確認し、入札参加者の入札額を開く前に、開札を中止とした。 なお、2回目の入札については、業務内容を一部見直し、予定価格を変更した上で、再度9月2日に公告し、9月27日に開札を実施した。今後、このような誤記を防ぐために、予定価格書等の設定時に、設定者のほか2名で確認することとし、現在改善している。
入札参加資格の業務実績要件の中で、過去15年以内に駅前広場もしくは交通ターミナルの設計の履行を付しているが、駅前広場は理解できるが、交通ターミナルはどういうものをイメージしているのか。	交通ターミナルには駅前広場も含み、主に交通の結節点をイメージしている。 TXが開通して12年目になり、TX各駅にバスターミナルを含む駅前広場などが現在ある。今回の参加予定者については、その実績も考慮して15年以内とし、設計業務に参加可能であると想定した。
1回目の入札が開札前に中止になったことは、最低制限価格の設定とその確認体制に問題があったと指摘せざるをえない。しかし、現在予定価格等の設定時のチェック体制について、改善している説明を受けたので、今後はこのようなミスのないようにしていただきたい。	
《評価》 最低制限価格の設定にあたり問題があった。	
《建議》 なし	

【事案6】 28つくば市固定資産台帳整備支援業務委託	
《条件付き一般競争入札》 電子入札	
開札日	平成28年6月24日
主管課	財務部 財政課
種別	台帳作成
入札者数	1者（参加申請:1者）
予定価格	3,240,000円(税抜き)
落札額	1,600,000円(税抜き)
落札率	49.38%
質問・意見	回答・説明
総務省の要請に基づいて、固定資産台帳を作成するなかで、整備が1年遅れたと説明があったが、理由は何か。	総務省の要請に基づき、すべての自治体は固定資産台帳を、平成27年度から平成29年度の3年間のうちに整備することを求められている。平成27年度から、殆どの自治体が、業務支援を受けて、固定資産台帳を整備している。これに対して、まず、平成27年度時点では設計金額の実績に関する全国的な情報収集ができないことに加えて、次に、見積り徴収段階での金額が2,000万円から200万円と相場にばらつきがみられたことから、市では、同年に整備支援の契約を締結するのは得策ではないと判断した。以上の理由から、平成27年度は他の自治体の整備状況や契約実績をみて適正な相場を見極めつつ、設計金額を設定して契約を行おうと1年遅らせ、平成28年度中に整備することにした。
設計内訳書中の必要配置人数はどのように積算したのか。	3者から見積もりを徴して、その平均値を用いた。
予定価格の根拠となる参考見積もりを取った3者はどのような業種の会社であるのか。	参考見積り3者は監査法人、税理士法人、コンサルティング会社の3業者であり、1者毎に見積もりを徴した。 報酬単価についても、3者の平均値を用いた。 自治体の人口規模や面積、住民の資産状況等は、全国の自治体間で違いがあり、見積り額も他市町村とは異なると考えている。
落札率が49.38%と低いが、最低制限価格を設けていない案件なのか。	この案件は最低制限価格制度を設けていない。 また、この落札率が非常に低いことについては、落札者は昨年度に同様の業務を実施しており、そのノウハウを生かし、効率的に業務を進めることができ、人件費等を抑えることができたと聞いている。
役務の案件として、最低制限価格を設けることが、今後の課題ではないのか。	役務全般の中の一部、道路の除草、街路樹の剪定及び公園の除草、樹木の維持管理については、今後、最低制限価格制度を設け、入札を実施することとしている。
最低制限価格を下回るような低価格で受注してはいけないのか。	最低制限価格を設定することは、ダンピング防止、業務の品質の確保につながり、適正な業務の履行を確保するために必要であると考えている。
現在の台帳整備状況は、着々と進んでいるか。	整備は適切に実施されている。
《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。	
《建議》 なし。	

【事案7】 28(仮称)秀峰筑波義務教育学校スクールバス運行業務委託(神郡, 沼田地区)

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成28年8月25日
主管課	教育局 学務課
種別	自動車運行管理
入札者数	2者(参加申請:3者)
予定価格	44,670,780円(税抜き)
落札額	44,000,000円(税抜き)
落札率	98.50%
質問・意見	回答・説明
入札参加資格要件のうち、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃料金の変更命令について」を遵守することと記されているがどうということか。	市では、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃料金の変更命令について」に沿って予定価格の積算を行っている。国土交通省により、一般貸切運送バス料金の内容に応じて、上限から下限が定められている。この範囲を超える場合は、国土交通省に認めてもらわなければならない、適正に応札者が見積りをできるように、公告文に入れた。
このバスは自社所有のバスか。	この業務は、受託者がバス、運転手及び添乗員を用意して運行するという3年間の業務委託契約である。
3年後この業務終了後に、また入札を実施するのか。	3年後については、児童生徒数も増減すると思われるので、設計等を見直し、一般競争入札を実施する予定である。
万が一の事故などに迅速に対応するうえで、受託業者の本店が市内にある場合と、支店等があるだけの場合とでは、だいぶ異なるのか。	本店が市内にあれば、車両の事故・故障等の対応が迅速にできると考えている。
秀峰筑波学校以外の小中一貫校で、スクールバスを運行しているケースはあるのか。	現在、小田小学校区で一部実施しているが、学校で全面的に委託になるのは、これが初めてである。
運転手の管理体制については、どのように考えているのか。労務管理など市でチェックをしているのか。	市では、市立幼稚園児の送迎バスも既に委託している。日々、運行前に本人が健康状態をチェックし、そのチェック表を運行会社側が確認し、運行前に幼稚園園長に提出することになっている。
予定価格と入札額にあまり差がない。単価等の設定はどうか。	市は積算時の運賃相当額については、上限と下限の中間で設定した。内訳書・仕様書にある運行距離に関しても、各バス停から学校までの距離を測定し、距離数を仕様書に記載した。内訳書・仕様書にはそれ以外の回送も含めて距離数を記載している。業者の見積りと市の設計額は、ほぼ同じであると考えている。

<p>仕様書中に、ドライブレコーダーなどの装備が書かれているが、これらを求めた場合、内訳書で積算するのではないか。</p>	<p>内訳書では計上していない。 仕様書に明記することで、万が一の事故への対応等を充実させ、スクールバスを運行したいと考えている。</p>
<p>ドライブレコーダーなどの装備は、すべて委託料の中に入っているのか。</p>	<p>仕様書に記載されていることを含めて、業務を委託しているので、受託者がすべて用意することになる。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 なし。</p>	